

銃刀法改正によるハーフライフル規制強化に関する意見書

北海道及び斜里町農業は、畑作・酪農業など土地利用型農業を中心に、専門的経営を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たすとともに、本道及び本町の経済・社会を支える基幹産業として重要な位置づけにあります。

こうした中、エゾシカなどの野生鳥獣による農林被害は北海道全体で約48億円（令和4年度）となっており、特にヒグマによる人的被害の増加など大変深刻な問題となっています。

このような状況のなか、今国会において、銃規制強化のための銃刀法改正案が提出されます。この改正案では、ハーフライフル銃の所持許可に係る要件をライフル銃と同程度の要件（10年間連続して散弾銃を所持）に引き上げる規制強化が含まれており、狩猟資格者の減少と高齢化で深刻な状況下においては、次世代のハンター確保と育成に大きな歯止めをかけ、担い手不足をさらに深刻化させる恐れがあります。

こうした懸念に対し、改正案においては、地元自治体の推薦がある場合や、都道府県が事業被害のためにハーフライフル銃による捕獲が必要とする旨を都道府県警に通知した場合などは、許可の特例を設け、鳥獣対策への影響がないようにする考えが示されております。

しかし、報道ではこれら所持許可に関する特例は、都道府県警への通達により運用されるとのことであり、国会の審議を経ることなく改廃できる通達では、特例担保の持続性を欠くだけでなく、解釈に齟齬を生じさせる可能性が否定できません。

このことから、ハーフライフル所持に関する特例措置について、持続的かつ確実に運用がされるよう法的な位置づけを行い、有害鳥獣の駆除とその担い手となるハンターの確保・育成に支障が生じることがないよう特段のご配慮を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月14日

北海道斜里町議会

内閣総理大臣	岸田	文雄	殿	
農林水産大臣	坂本	哲志	殿	
環境大臣	伊藤	信太郎	殿	
国家公安委員会委員長		松村	祥史	殿
警察庁長官	露木	康浩	殿	